

新発田市首都圏等販路開拓事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、首都圏等に向けた販路開拓支援を行うことにより、複合経営の推進、有利販売の実現、ブランド化の推進、所得の向上を図り、首都圏を中心とした販売力強化につなげるため、首都圏等において販路開拓を行う市内の意欲ある生産者グループの取組みに対し、予算の範囲において新発田市首都圏等販路開拓事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者で意欲ある2経営体以上で構成された生産者グループとする。

(交付対象事業)

第3条 この要綱の対象となる経費は、首都圏等で開催される物産展で農産物等をPRするために必要となる経費（交際費、慶弔費、懇親会費、食糧費、領収書等のない用途不明な経費等は補助対象外とする。）及び首都圏等への販路開拓につなげるための専任アドバイザー費用とする。ただし、当該事業の費用について、国、県等他の補助金の交付を受けるときは、補助金の交付は行わないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業に要する費用の10分の10以内の額とし、その限度額は50万円とする。

第5条 前条の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、首都圏等販路開拓事業補助金交付（変更）申請書（別記様式第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することと決定した申請者には、首都圏等販路開拓事業補助金交付（変更）決定通知書（別記2号様式）により、補助金を交付しないことと決定した申請者には首都圏等販路開拓事業補助金不交付決定通知書（別記3号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

(補助金額の変更等の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者が、事業を変更し、補助金の額が変更となる場合は、首都圏等販路開拓事業補助金交付（変更）申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提

出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他変更内容を証する書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付額を変更することと決定したときは、首都圏等販路開拓事業補助金交付（変更）決定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第9条 補助金等の交付を申請したものが、第8条の規定による補助金の交付の決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定内容またはこれに付された条件に不服があるとき、または当該申請した事業を取りやめるときは、申請を取り下げることができるものとする。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内に首都圏等販路開拓事業補助金実績報告（別記第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費に対する請求書の写し、領収書の写し、その他の支払証拠書類
- (3) 首都圏等での農産物等のPR活動写真
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、補助事業の実績報告又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合したものであるかどうかを調査し、適合したものであるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、首都圏等販路開拓事業補助金確定通知書（別記第5号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から実施した。

この要綱は、令和3年4月1日に改正した。